

平成28年度第7回（第34回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成28年10月15日（土）午後6時30分～9時10分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（14名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	谷本一樹(代理)	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	—	—
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	関村武光	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランドステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	—	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	高木文枝(代理)	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	—	中原禎子
グランドスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

〈会議内容〉

**【光橋副会長】**

定刻になりましたので、施設整備地域連絡協議会を始めたいと思います。

本日は邑上会長が急遽所用で欠席されましたので、代理として副会長の光橋が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いします。

**【伊藤課長】**

それでは、皆さんこんばんは。初めにまず例によってお配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございまして、こちらの下の方にまた配付資料という形で今回6点、プラス1点、参考という形で資料を配らせていただいたんですが、確認をさせてください。

まず1つ目が懸案事項確認表ということで、こちらは岡田さんのほうからの提出の資料。もう1つは、生活環境影響調査書の意見書に対する見解という形でホチキスどめのもの、今、画面に出っていますが。

3つ目といたしまして、3市共同資源物処理施設整備スケジュール(案)、こちらは変更点がございましたので、こちらの資料。

4つ目としまして、要求・確認事項リストという形で、山崎さんのほうからの提出の資料。

5つ目としまして、小平市組成分析結果の比較資料という形で、こちらも山崎さんからの資料。

6つ目が多摩各市プラ排出量データという形で、こちらも山崎さんからの提出資料という形になっております。

あともう1点、廃棄物処理法の解説、平成24年度版という形で、こちらは書籍のコピーでございますので、こちらのほうは参考というような形で、前回自区内処理の関係でのお話が出ましたので、その該当するような条文の解説というような形で、こちらのほうも資料として皆様のほうにお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、本日の……。

**【山崎専任者】**

配られた生活環境影響調査書の意見書に対する見解が配られましたけれども、前回協議会の中で、これを9月中に……。

クロスフォートの山崎です。環境影響調査書の意見書に対する見解を前回の協議会の中では、9月中に組合のホームページに載せるというお話でなっと思ったんですけども、けさ、組合のホームページを見ましたけれども、まだ載っていないです。その後載つけたのかもわからないで

すけれども、前回の協議会の中では9月中に載せるんですよねと岡田さんのほうで念押しをされましたけれども、ええ9月中に行いますという伊藤課長の発言がありました。それはどうなっているのでしょうか。

**【伊藤課長】**

そちらにつきましてはすいません、スケジュールのところで書かせていただきましたが、9月中のアップという形は結果としてできなかったということです。今、週明けの10月17日にそちらのほうはホームページをアップするような手続をとっています。ちょっとこちらはまたスケジュールのところ等でお話をさせていただこうと思っていたんですが、後ほどまた話をしますが、10月3日に組合議員さんの説明会という形で、こちらの見解書のほうを説明しています。その他もろもろのことがありまして、9月中にはアップできなかったというような事情で、こちらのほうは10月17日にはアップしたいと思っていますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

**【山崎専任者】**

あともう1点いいですか。実施計画の中で、スケジュールの中で、組合のほうから東大和市のほうに都市計画決定の依頼をするよということだったんですけれども、その進捗というのはどうなっているんですか。前の協議会の中でも進捗については協議会の前の冒頭にやるよという話があったと思うんですけれども、まずは都市計画決定の依頼というんですかね、東大和市への、それはもう終わったんですか。

**【伊藤課長】**

いや、まだ依頼のほうは行っていません。それはまたスケジュールのほうでお話しさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか、ちょっと後ほどお話しさせてください。

ということで、すいません、配付資料のほうを今確認のほうをさせていただきました。本日の協議内容という形で、前回の協議会を踏まえまして、なかなか我々の行政側から配付の資料を皆様のほうに提示しているんですが、こちらのほうが終わり切れずにどんどん進んでいるというようなご意見がございました。その反面、これ以上なかなか時間をとっていくということが難しいというところが皆様の中での大半の意見だったと思っています。ですので、本日時間を半分にしっかり区切らせていただいて、前半部分というんですか、めどとしましては19時45分まで我々が今回配らせていただいております生活環境影響調査の意見書に対する見解こちらのほうのご説明と、あとは3市のスケジュールですね、そちらの関連のお話のほうをぜひさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局のほうとしては時間を区切っているいろいろと協議会のほうを進めていければと思っています

すので、よろしく申し上げます。また、環境影響調査の意見書という形で本日も生活環境影響調査の委託業者の者も同席していますので、よろしく申し上げます。なお、本日も各市の担当部長さんが出席をしていますので、よろしくお話ししたいと思います。

進行のほうを副会長さんのほうにお渡ししたいと思います。

**【森口専任者】**

いいですか、一言。今、前半と後半と今までのように行政側と住民側と時間を使い分けようということでおっしゃられましたけど、今までのところの大半を見て、例えば山崎さんがやっていたら小平のごみの量とかそういうものに関してはそもそも論でやっているわけではなくて、皆さんの説明された側のほうに対しての質問としてやっているわけで、別に住民側の時間としてやっているわけじゃないのに、いかにも今話を聞いていると、自分たちの説明だけの時間がなくなったから半々に分けてくれという言い方をされていますけど、実際問題光橋さんが書いて、そもそも論としてやってくださいということなんかは2つぐらいしかやっていないわけですよ。そのほかのことは皆さんが行政として説明されたことへの対しての質問が詰まっててここまで来ているんです。それなのにまた新たな質問を行政が書いてきたから書いてくれという新たな資料がたまってきたから質問させてくれという言い方はまずおかしいなと思ったんですね。

今までの資料や何かがあった中で、じゃあ小平のごみの量はどうなっているんですかということに時間を費やしてきています。それをいかにも住民側がその時間を全部とったような、またそういう発言の中で岡村部長の恫喝発言なんかも出てきて、その恫喝発言に関しても住民側がそもそも論としてやっているんじゃないで、そちらの発言から出てきた、行政側の回避だと思っています。ですので、今そもそも論で半々ずつしてくださいというのはとても調子のいいように聞こえます。

**【伊藤課長】**

調子のいいようにということではすいません、そういうふうには聞こえたのは申しわけないとは思っていますが、とにかく限られた時間というところがありますので、そこを有効に活用をというところで私は話したつもりなんです。その中でやはり説明すべきこと、情報として共有させていただくようなことというところはやはり落としたいというところもありますので、ぜひそういう形でご協力いただければという意味合いでお話ししたつもりです。

**【岡田専任者】**

前に進めて、それで。

**【伊藤課長】**

よろしいですか、このまま進めさせていただきます。

【岡田専任者】

それでこの前最後言いましたけど、とにかく2つに分けて余計なことを言わないでどんどんや  
っていきましょうよ。進めてください。

【伊藤課長】

よろしいでしょうか。では、すいません、事務局のほうでバトンタッチという形で、まず前回  
もちょっとお約束して、先ほど山崎さんのほうからもお話があったんですが、生活環境影響調査  
書の意見書に対する見解という形で、こちらはすいません、ホームページのほうのアップは10  
月17日月曜日に行うという形で進めていきます。

資料のほう、ちょっと細かいんですが、全部でこの間もお話したと思うんですが、8件の方  
からご意見のほうをいただいております。それに対する見解というような形でまとめさせていた  
だいた資料でございます。

ちょっと見てのとおり、意見としましても結構長文であったりとか、それに対しての見解も長  
いので、そちらのほうはポイントをかいつまんでのご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの生活環境影響調査書につきましては、利害関係者の方が生活環境の保全上の見地から  
という形で意見書の提出ができるというような形のものでございます。こちらのほうはいただ  
いた意見に対して、別紙のとおり見解をまとめさせていただいて、こちらをこれから公表していく  
というような形になります。なお、この見解書につきましてはあくまでも生活環境の保全上の見  
地という形でございますので、見解につきましても生活環境に対するもののみという形になっ  
ておりますので、こちらのほうはご了承願います。

まず、左側にナンバーが振ってありまして、No.1のご意見に対しましては騒音について、(仮称)  
不燃・粗大ごみ処理施設と基準が異なることと。特別養護老人ホームに隣接しているので配慮を  
というようなご意見でございました。こちらの意見につきましては両施設間が基準の違いとい  
うのは隣接する用途地域の違いによるということと、あとは特別養護老人ホーム等への配慮とい  
たしまして、最大10デシベルの低い基準を採用していますというような見解を出させていただきます。

No.2につきましては、こちらなんですが番号が振っております。1の部分なんですが、こちらは  
単なる計算値であろうというもので、こちらにつきましては環境省の廃棄物処理施設生活環境影  
響調査指針のほうに示されています手法に準拠してこの調査は行っております。

2につきましては、VOCの除去に関する具体的な設備機器に触れていないとのご意見でござ  
いまして、こちらは活性炭と光触媒を組み合わせることを基本と考えております。ただ、具体的  
な設備の機器の組み合わせなどにつきましては、これからプラントメーカーさんの技術提案とい

う形になります。

3に関しましては、健康調査の定期的な実施をすべきとの意見でございます。施設で扱うプラスチックにつきましては、日常的に使用されたものでございまして、高濃度の有害物質が混入する可能性はないことに加えまして、選別や圧縮のほうを行います。特に燃焼などの化学処理を行うようなものではございません。さらに、活性炭吸着等でVOCのほうは80%以上が除去できるということがわかっております。

以上のことから健康被害を及ぼす施設ではありませんので、定期的な健康診断の必要は特にないと考えております。

No.3のご意見です。こちらにつきましては排気処理に関して活性炭及び光触媒の組み合わせた設備を導入すべきというご意見でございます。こちらに関しましては、ご意見のとおり活性炭及び光触媒を効果的に組み合わせることを基本と考えております。

続きまして、No.4です。こちらに関しましては、調査自体が形式的な調査であるとのご意見ですので、こちらのほうは見解としてはNo.2と同様な見解とさせていただきます。なお、いわゆる杉並病につきましては、こちらのほうは不燃ごみの中継施設周辺で発生したものでございまして、施設そのものが別ということでございます。

続きましてNo.5です。No.5の1なんです。こちらでも調査が単なる現況報告とのご意見と、VOC除去装置の使用等に関してはということですので、No.2と同様の見解を出させていただきます。臭気対策に関しましては、こちらの計画している施設は現在の施設に加え、さらに効果があるものと考えております。2につきましては、類似施設の捉え方のご意見でございます。こちらは寝屋川の施設につきましては、測定方法が違いますが、排出濃度の傾向と八王子の施設に関しましては、光触媒の除去性能についてを参考とさせていただいております。

しかし、3市の共同資源物処理施設整備地域連絡協議会のほうでいただいたご意見という形では、微量な化学物質への直接的影響、シックハウス症候群でございました。このため我々として発生源の調査を行ったというものでございます。

No.6と7が類似したようなご意見でございまして、こちらにつきましてはVOCによる健康被害の懸念に関するご意見でございました。ですので、こちらのほうもNo.2と同様の見解という形にさせていただきます。

最後のNo.8につきましては、こちらはご意見の前段部分のほうに二酸化窒素、NO<sub>2</sub>の予測に関するご意見という形で、こちらのほうは悪条件の予測である0.026ppmにおいても、こちらのほうは環境基準のほうを満たしております。なお、搬入、搬出車両に対しましては、法定速度の厳守や空吹かしの防止等を励行し、発生の抑制対策を講じます。また、いただいたご意見

の後段につきましては、VOCによる健康被害への懸念に関するものということでございますので、こちらのほうはNo.2と同様の見解とさせていただきます。

以上がいただいた8件のご意見に対しての我々の見解というような形になります。こちら側の見解に対しての説明のほうは以上という形にさせていただきます。

続きまして、スケジュールの関係等のお話をさせていただきたいと思っております。この表なんですけど、7月の協議会でたしかスケジュールという形で一度お示しをしたものに対して、変更部分があるところが特に画面では黄色くなっています。皆様のお手元ではグレーになっているというところなんです。こちらに関しましては、先ほど前回の協議会の中でもいろいろとプラントメーカーさんからいただいた見積もりと金額との関係で、前回もいろいろと仕様書等づくりの調整をしているというようなお話をさせていただいたと思っております。

こちらのほうの先ほども申し上げましたが、10月3日に組合派遣議員さんに現状というような形でお話をさせていただいております。その辺の金額の今微調整、調整を行っているということで、若干スケジュールについてずれ、ちょっと後ろにずれるという形で、こちらが今の最新の状況でのスケジュール案という形になっております。

お手元に皆さんお持ちになっているかわからないんですが、7月のスケジュール、皆様に提示しましたスケジュール案としましては、グレーの部分で変わっているのがまず発注仕様書の作成という形で、こちら7月の時点では10月の下旬までという形でスケジュールを組んでおりましたが、こちらが10月の下旬という形でずれ込んできております。

その後、11月の下旬にこちらのほうは入札の準備なんですけど、こちらのほうを進めさせていただいて、前回は10月下旬に入札、仮契約というような形でお話をさせていただいたんですが、こちらが12月下旬に入札の仮契約を行っていくという予定です。本契約、契約なんですけど、前回は11月下旬をお示ししたんですが、こちらのほうは1月下旬というような形になります。その関係で一番上の土木建築に係る実施設計という形で、こちらのほうが2か月ばかりスタートがおくれるというような形でのスケジュールのほうを今組んでおります。

また、先ほどちょっとお話もしましたが、生活環境影響調査の見解書の公表につきましては、こちらのほうは重ね重ねなんですけど、週明けの10月17日にまず組合のホームページにアップさせていただきまして、あと書式として組合のほうの窓口でも用意しておきますので、そちらのほうを縦覧という形で見れるような形で公表していきたいと思っております。ちょっとざっとスケジュールに関してのお話をさせていただきました。

次に、前回の協議会においてこちらのほうも皆様にお話をしたくて準備をされていて、説明をし切れなかったT-VOCの関係、かざぐるまさんのあちらの数字となぜこんな数字になるんだとい

うようなお話が前回、前々回と両方出ていたと思っております。9月10日の資料、お持ちでなければ画面のほうを見ていただければと思うんですが、9月に皆様のほうにお示ししました資料としましては、今、画面に出ております環境大気中の総揮発性有機化合物の調査分析方法についてというものの資料と、あともう1点が大気汚染防止法の規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧表という形でのもの、2枚です。

こちらなんです、今、画面にあるとおりVOC、T-VOCに関してというところで、一番上が分類という形で、まず1つは大気汚染防止法、こちらは光化学スモッグなんです、こちらに対するまず基準、数値とあと右側なんです、こちらはシックハウス、室内空気汚染問題に関する検討会中間報告書という形の、まずこの大きくこういう2つのものがあるというところを皆さんご理解、ご承知いただければと思っております。

ちょっと大前提的なところなんです、(仮称)3市共同資源物処理施設のようなその他プラスチック製容器包装及びペットボトルの選別圧縮梱包施設、こういった類いの施設につきましては、実は総揮発性有機化合物、T-VOCに関する明確な規制の基準はないというところをご認識いただければと思っております。

生活環境影響調査上で、我々が環境保全の目標値として使っているのが、室内空気質の暫定目標値であるというところで、こちらは $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。 $400\mu\text{g}$ というところを覚えていただければと思うんですが……。

**【森口専任者】**

表のどこになりますか。表が2枚ある。

**【伊藤課長】**

表はそこまでは書いていないんですが、単位のところです。ただ、400という数字は入っていないんですが、単位としては $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、真ん中のところです。

**【森口専任者】**

それは今、大気汚染防止法についてですか。

**【伊藤課長】**

室内のほうです。

**【森口専任者】**

シックハウス……。

**【伊藤課長】**

シックハウスのほうです。

【森口専任者】

に400。もう1回お願いします。

【伊藤課長】

ちょっとこれはごちゃごちゃしちゃう、説明している私もごちゃごちゃしてしまうんですが、もう1回ですか。

【森口専任者】

はい。シックハウスのほうが400……。

【伊藤課長】

400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ですね。それに対しましてかざぐるまさんが使っているのはその隣になるんですが、こちらのほうは大気汚染の防止法の規制対象という形で、こちらは決まった基準はないんですが、もう1つの基準表という形で、すいません、画面になかなか出しづらいんですが、順番で。こちらの大気汚染防止法の規制対象、準用しているというところによろしいかと思うんですが、画面でいうと黄色ですね。ペーパーの方はグレーにかかっているんですが、こちらの一番排出基準で見ていただいて、一番厳しい基準をとっているというところが、これは紛らわしいんですが、400ppmC。

【森口専任者】

さっきのマイクロとは違う。

【伊藤課長】

単位が違うんです。そこなんです。そこで寝屋川さんの数字、当然400というところではなかった、三千幾つとかそういうところが話が出ていたと思うんですが、この黄色の表の下のところと同じ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ という形で書いてあるのが21万5,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 。こちらのほうが単位あわせというか、トルエン換算という形のものなんですが、トルエン換算を行って、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ をあわせるとそちらの数字になるんですね。こちらのほうは容量を重量に換算したものという形になります。紛らわしい400というところはあるんですが、 $\mu\text{g}$ とppmCというまずその違いがあるというところが大きなものです。

【森口専任者】

上に書いてある400ppmCと下に書いてあるのはこれはイコールということですか。

【伊藤課長】

イコールです。トルエン換算をするとこの21万5,200 $\mu\text{g}$ という形になります。ただ、このppmCと $\mu\text{g}$ 、大気汚染防止法と室内のシックハウスでは、T-VOC、総揮発性有機化合物の取り扱いというところがかなり違うんですね。ちょっと画面で。この画面で分析方法という資料の

一番下なんです、総揮発性有機化合物の定義という形でそれぞれ定義が異なるんですね。大気汚染防止法で言いますと、大気中に排出され、または飛散したときに気体である有機化合物、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く、を揮発性有機化合物、VOCとして定めると。米印なんです、具体的な物質の指定はない。指定はないんですねこちらが大きな違い。

もう一方のシックハウスのほうは、こちらに書いてあるようにノルマルヘキサン、C6というのがありますが、こちらからノルマルヘキサデカン、C16というものがあるんですが、こちらの部分に見つけられる化合物を考慮するというような話がされて、こちらのほうをトルエン換算を行うように指定されているという。この2つの違いなんです。

我々、生活環境影響調査上では、皆さん先ほどの話がちょろっと出ましたが、健康被害のほうを懸念をされているというところがございましたので、生活環境影響調査上の保全目標として使った数字としては、400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、シックハウスのほうです。

一方、かざぐるまが出しているほうは大気汚染防止法の数字、基準としてあるのが21万5,200という形ですので、ちょっとそこが大きな違いというような形の基準だと。大きく我々が出したものと、かざぐるまの違いというところはそのような形になります。ただ、我々が生活環境影響調査上で使いました室内空気質の暫定目標値400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ですが、敷地境界でというような形で、ちょっと補足でいきます。

#### 【片山参事】

今、説明があったんですけども、北河内4市リサイクル施設組合のほうで電光表示で数字を出していますけれども、そちらのほうは大気汚染防止法に基づく最も厳しい基準を適用して、400ppmC、マイクログラム換算しますと21万5,200という値で操業をしていると。

私たちはこの協議会を通じまして、やはり直接これは大気汚染防止法ですから、何のための規制かという光化学スモッグなんですね。光化学オキシダントをつくって、それが光化学スモッグになるわけですけども、そういう原因物質を抑制しようという意味合いで大気汚染防止法によって規制をされています。私たちが皆さんから伺ったのは直接VOCによる健康被害が出るんじゃないかという声を多くいただいていると思います。

そこで直接シックハウスですから室内空気ですよ。新築の住宅とか新築じゃなくても出るでしょうけれども、マンションですとか、中に壁紙ですとか塗料ですとかそういうものがありますので、そういう有機化合物の量をどの程度なら生涯受けても大丈夫だろうかというようなのが出ている報告書があります。シックハウス室内空気汚染問題に関する検討会中間報告書というのが出ていますけれども、こちらのほうを重要視しまして、敷地境界において400 $\mu\text{g}$ を達成できる

ことを目標にしようということで話をして、プラントメーカーとも交渉してきました。

ちょっと話が進んでしまいますけれども、今の技術で400µgを保証するというのはプラントメーカーも排出口で規制するというのは困難、なかなか保証値とはなり得ないということで、敷地境界ということにしました。ただし、80%の除去率を活性炭のみで達成できますから、これプラス光触媒を加えることによってさらに大きな除去率が期待できるんじゃないかと思っています。今、申しあげましたとおり、一方は大気汚染防止法、一方はシックハウスですから、私どもとしては大気汚染防止法よりもはるかに厳しい基準、厳しい目標値を設定していると考えております。

**【伊藤課長】**

よろしいでしょうか。そういうような形で大きく数値の違いというところはもとの捉え方の大気汚染防止法とシックハウス問題に関する検討会中間報告書というところで、ここでまず大きく違うというところをご理解いただければと思っております。

何か質問等があればお答えしたいと思います。

**【森口専任者】**

これについての質問でいいですか、それとも先ほどざっと流していただいた環境影響評価に対する見解書についてですか、順番に1つずつ言っていただけますか。また説明しっぱなしで質問を最初のほうから受けなくていくと、また後であれですけれども、質問を。

**【光橋副会長】**

じゃあ、順番にいきましょう。じゃあ、生活環境影響調査のほうからご質問がある方、お願いします。森口さん、どうぞ。

**【森口専任者】**

のべべったり同じ答えだけ書かれているんですけども、私は6番を質問いたしました。それで個々に回答いただきたいものに関して、80%除去ができるからというそのべべたりの質問とはまるっきり違うものがあるのに、これだけ書かれたのでは回答になっていないと思うんですが。

**【片山参事】**

べべたりというのは。ちょっとおっしゃっている意味がわからないんですけど、私どもの回答はあくまでも生活環境保全上の見地からの意見に対しての回答になっていますので、そういう意味では素直に全部対応しているとは言えないと思いますけれども。

**【森口専任者】**

例えば一番最後のほうの5行目ぐらいになるんですけども、風向きについての調査がすごく短くて、あの風向計が合っているのかどうか分からないということでこういう質問を書かせて

もらったんですけど、あの短い間で風向きがここだけですよということしか出されていないということが1つと、風速とか風配図というのは本来シミュレーション、どこに拡散するかというシミュレーションの地図や何かをするために使われているべきものだと思うんですが、あの風向きは何のためにしたのですか。風向きの調査についてなんですが。

**【片山参事】**

風向きの調査については主に臭気がどこに流れていくのかということも関係してくると思いますけれども、時期については1週間やっていますし、十分な期間をとっていると思いますけれども。

**【森口専任者】**

私、ここにも書きましたけれども、平成11年の環境大気のダイオキシン類の大気拡散シミュレーションという報告書を情報開示して持っているんですけども、それはもう1年間とかもっと長い期間の風向計をしていると思うんですね、1週間とかではないと思うんですよ。それと風向きが全然違うものもあるので、それをまた1週間でやっていいのかなというのと、もしこのときには組合にあるメーターを使ったというふうに記載されているので、組合は前伺ったときには組合の施設の2階ですか、屋上で風向きをはかっていると。そういうことをずっとやっていらっしゃるのであれば、組合の屋上もさくら苑の屋上もビル風があるかないかは別としてそう違わないと思うので、同じ時期の風向きを提示いただけて、もしこの風向きと組合の屋上の風向きが同じであれば、もう少し長い期間のもので風向きって調べられませんか。まず1つ屋上で1年間ずっとやっていますか風向きを。

**【片山参事】**

お借りして、うちのほうの焼却炉の屋上のほうではやっています。ですけど、それは場所が違いますから、先ほどビル風は別にしてというお話がありましたけれども、あの一番近い場所でるのが一番適切だと思いますけれども。

**【森口専任者】**

期間が短過ぎるので、もし同じ日の同じところの時間帯を見て、それでさくら苑の上と組合のものが一緒であれば、組合のもののもっと長いデータが使用できるということですよ。その確認はいただけませんか。

**【片山参事】**

場所が違いますから比べても意味がないと思いますけど。場所が違いますよね。私どもは一番現地に近い場所で年間を通してやれば一番いいのかもしれませんが、大気の調査をする期間にあわせて気象調査をしたんですね。それが1週間だったということでそれを4回やったとい

うことです。もちろん一番確からしい方法かなと思います。

**【森口専任者】**

それにしても1年間というか、ずっとやっているデータとして使ったそのシミュレーションのときに使っているときの風向きとこの風向きがこれだけ年間通じて違うとは思わなかったのもので、その辺の確認がとりたいと思ったんですが、とれないものですかね。

**【片山参事】**

場所が違いますから、比べても違う場所の風向きを調べても違う結果になると思います。

**【森口専任者】**

違う結果で出ていけば違うんだなと納得します。同じ結果で出ていけばもっと長いものを使えるということですよという確認をするために、その時期のそれが欲しいと私はお願いしているんですが、出ませんか。

**【片山参事】**

それは生活環境保全上の見地からという意味では、質問になっていないと思うんですよ。私どもはそれはもちろん私どもの清掃工場の気象装置のデータを使うことは可能だったと思いますけれども、それには場所が違いますから、より近い場所で正確な値より確からしい値をとるために現地で調査をしていますので、それを今の焼却炉のほうと比べて違うとか違わないとかという話は意味はちょっとないと思うんですけど。

**【森口専任者】**

東大和市に吹く風が皆同じとは言いませんが、吹いている方向がこれだけ違うのはすごく短期間でやったからこの状況しか出なかったのかなと思うんですが。

**【片山参事】**

短期間といっても1週間やっていますので、1週間のうち風向きを加味しながら大気汚染のVOCと悪臭の調査をしていますので、それは風向きによって影響がある、ないも含めて見ることはできると思うんですけどね。

**【森口専任者】**

じゃあここで出た風向き、風下の方やなんか環境影響調査の意見というのは利害関係が発生する人ということになっていますが、風下はそうすると一番ここで書いてあるのは、風下がどこになりますかという質問を書いたと思うんですが、それは中島町で構いませんか。

**【片山参事】**

ですから、測定時の風下は今本体を開いてみないとあれですけども、ここに示している風向ですか、そのとおりですので、それによって各測定場所で例えば風下が高い値が出たとか、風上

が低かったとかそういう影響は全くありませんので、現状では全く影響がないということはそれでわかるわけですね。もし風向きがある一定の方向から吹いていて、風下側で例えば悪臭が出たとかVOCが出たとかということになれば、それは施設の影響は考えられるわけですが、今回はその風向のときに同時にその大気を吸引して分析をしていますから、そういう意味では風向に関係なく影響がないという施設だということはわかると思います。

【森口専任者】

一応風下は一番四季を通じて多いのが北北東ということですので、中島町一番の方向でいいということですね。それは間違いないですね。

【片山参事】

ちょっと風配図を見ますので。NNEですね。

【森口専任者】

はい。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

そうすると利害関係が一致するかもしれないところの方たちに、こういう結果になっていますということを伝えていらっしゃいませんよね。これはあくまでも利害関係が発生しそうな方は自分でホームページを見て、この風向を見て利害関係が発生するかどうかを調べていなければどり着かないということになりますよね。一番中島町のためをと思っているのに、結果として中島町のほうにいく風が多くなっているということについて、どのようにお考えになりますか。

【片山参事】

ですから、風向きに関係なく今回のデータは同じような微量な量になっているわけですよ。ですから、風向きがどうあれ、風下にあろうが影響が出るものではないということはわかっています。

【森口専任者】

それは利害関係があるということを考えるからですね。それは今そちらに言った質問ですので、説明ですので。こういうことが書いてあったときに、一つ一つに説明されないで、これだけぼんと同じことを判こで書いているということが不親切に感じました。それと80%除去されるということに関してなんですけれども、平成26年の6月7日に深澤専任者からVOCの問題についてフィルターでどのぐらい除去できるかという話があって、新品だと80%できるけど、何年たったらば80%除去できないんじゃないか、そういうことについて交換時期とかそういうこ

とについてお知らせいただきたいという質問が26年の6月7日の会議録、26ページに載っていて、片山参事は活性炭自体はその風量と濃度によってももちろん破過しているんですけども、それがきかなくなる時期は違いますし、活性炭もかなり種類がございますので、実施計画の段階で見きわめていきたいということと考えていますと、今、実施計画が過ぎていますが、その活性炭について90%とれるとかどの時期にどう変えたらばそうなる、そして活性炭を維持するにはどのくらいお金がかかるとか、そういうことは何も提示されていないので、ここに書いてある環境調査の意見書についてもただ単に80%除去できる状況ということにあまり信憑性がないと思います。

**【片山参事】**

この協議会でもご意見が出まして、電光表示装置をつけることになりましたよね。電光表示装置によって活性炭の状況がどうであるのか監視をし、適切な時期に交換していくという考えを持っています。またまどろっこしいことを言いますが、連続測定が可能なのは大気汚染防止法上の揮発性有機化合物なので、21万5,200に対応する数字になりますけれども、そちらのほうで監視をして、徐々に上がってくる、徐々に劣化はしてくるでしょうけれども、それを見きわめて交換をしていきたいと考えています。

**【森口専任者】**

それで何に対して8割で、8割とれているということが言えるんですか。それとも最初はこれだけあって、何%とれているから8割なのか、それが環境基準にっていないから8割なのかということがよくわかりません。

**【片山参事】**

一番濃いところです。圧縮機周辺の発生源に対して除去設備通過後の排気が80%除去されているという状態をメーカーサイドに、今保証値とするようにヒアリングをしているところです。ただ、発生源の値が著しく低い、例えば400 $\mu\text{g}$ 以下の場合も考えられますので、そういう場合には当然活性炭の能力が幾らあっても100のうち80とると10のうち8とるのでは力が違いますので、そういう場合については400 $\mu\text{g}$ を守るように運転をしていけたらと思っています。

**【森口専任者】**

では、これは頻度はいつ変えるのではなくて、24時間で測定していて、測定の値が危なくなったら取りかえるということですか。

**【片山参事】**

いつ危なくなるかはちょっとわからないんですけども、活性炭が劣化しているという傾向が見えると思うんですね。劣化している傾向が見えたところで取りかえていこうというふうを考えて

います。

**【森口専任者】**

じゃあ、今のところ1年に何回取りかえるという、そういう頻度はわからない。

**【片山参事】**

そうですね。今1年に1回ですとか2回ですとかというお答えはちょっとできないですね。

**【森口専任者】**

活性炭も種類がございますので、実施計画の段階で見きわめていきたいと考えておりますと言っていますが、活性炭の種類とかそういう提示は私たちにはされないわけですか。

**【片山参事】**

ですから、そこが皆さんにちょっとお叱りというか誤解を受けているところもあると思うんですけど、基本的に活性炭と光触媒を組み合わせます。活性炭にも添着炭とか造粒炭とか破碎炭とかそういう種類がありますので、どれを使うと有効なのか、これはメーカーのノウハウでございまして、それからその光触媒をどうやって組み合わせていくのか。前段で組み合わせるのか後段にするのか、いろいろ方法はあると思うんですけども、そういうことについてはこれから実施計画というか、実施設計をする中でメーカーサイドと調整をしていくということになってくると思います。

**【坂本代表者】**

坂本です。今、片山さんのほうからご説明があったんですが、何せ見込みで全部話されているんで、私ども要領がつかめずにやっぱり非常にとまどっているんですが、数カ月前に私、再度杉並病の本拠地であるその施設に行ってきました。この前も話したかと思えますけれども、あそこは平成20年度末に閉鎖されましたよね。つくって12年目で完璧に閉鎖してしまいました。それで私も地域住民の方と何人も五、六人と話しまして、今おっしゃっていた活性炭は、信仰じゃないですけども。活性炭も確かにそういうのを汚染物質を除去したりするには使います。水についてもそうなんですけれども、ところが、杉並病では活性炭を今おっしゃっていたような手法で言えば、その見きわめながらということが後手後手に回っていったらしいんですよ。最初はすごく安いのを使って、後の問題になってから物すごい高いのを使ったと。

今、万が一つくるようなことがあったとしても、そのスペック、仕様書の中で活性炭というのは何百種類とありますよね。それで除去率のすごいになると、単価なんかもう半端じゃないですよ。それで何平米ですか、活性炭を使って除去しようとしているのか。パチンコ店の横を通ればすごいにおうじゃないですか。それよりもひどい物質が出ると思うんです。だから、そこら辺も見極めてといっても今は何もない、本当に住宅地といえれば住宅地の中にあるわけなんですよ。

ですので、それをもって環境省の示した指針に基づいて、生活環境影響調査は、それはもう全て全国出している話しです。ですので、それはやらないといけない1つのプロセスなんですけれども、だからといってほかの自治体ではこういうところにつくっているところはどこもないというのは、皆さん共通の認識だと思うんですけれども、住宅が周りにあってそういうところにつくっているのは全くない。そこで見込み発車みたいなことをおっしゃることはちょっと解せない。ただ、市街化調整区域に持って行ってやったのであれば、これは生きてくると思うんですよデータが。ところが、どうなるか分からないんですよ。今は全く何も問題ないところにどんとつくって、じゃあ東大和市役所の横の空き地に同じものをつくってみようとしたら、皆さんどう反応されるんだろうかなと思います。だから、基本的にはこの処理しようとしているプラ分とペットボトルですか。これも前に話したと思いますけれども、環境省では、タスクフォースを組んで、要するにペットボトルは民間で全部処理する。ドイツではそうですけれども、だから、自治体が金を入れてやるようなことはもうやらなくなるんじゃないかと。

それをオリンピックまでに結論を出すというような方法で、つくったはいいけれども、ペットボトルの処理については、もうやる必要はないよということになった場合に、そのつくった箱物はどうするんですかね。プラごみだけです。そんな無駄な金を出せるんですかね。ちょっと信じられないんですよ。

とりあえずはそういうことで、今、森口さんが延長線上で話したんですが、細かい技術的な科学的な話をしているんじゃなくて、やはり現実問題として、こんなところにつくったらいいかということが、あとそもそも論になってくると思いますけれども、そこを考えないで、どんどんどこどこ進んでいると、とんでもない話。今の東京都の豊洲問題じゃないですけれども、いつ誰がどこでどのように決めたのかという話になると思います。誰が金出すんだという話になると思います。また、後でその点については、そもそも論で話したいと思います。

以上です。

#### 【片山参事】

まず1点だけ、生活環境保全上の見地からもう一度申し上げたいんですけれども、寝屋川にある施設、北河内4市リサイクル施設組合ですか、あその施設は、21万5,200で運転をしていますよね。それ以下でということ。

私どもは、皆様のご意見を伺って、大気汚染防止法、光化学スモッグの問題ではないと、直接的に皆様に害が、シックハウスじゃないですけど、化学物質過敏症、そういうものに対しての不安なご意見をたくさんいただいています。そのためにシックハウス、室内空気汚染という基準を持ってきて、どうにかこれを達成できるようにメーカー側と詰めているところです。

ただ、技術的に今、やっているところありませんので、今後どうなるかわかりませんが、最大限のVOCについては対応を考えています。それだけは申しておきたいと思います。

**【森口専任者】**

もう1点、寝屋川の21万何がしというのは、一番知りたいのは寝屋川の場合、一番最初、市役所の屋上と同じものにすると言って、幾つかの、その単位がどうかという問題じゃないんです。市役所の屋上と同じレベルの環境レベルにするといったことが達成されて今いるんですか、いないんですか。

私たちが聞きたいのがそれが1点と、それと、ここの環境に関しても振動と音については、今の現況施設があるよりは、新しい施設になったほうが音も振動も減りますという説明をこの間受けて、ですけど、VOCについては今の環境より悪くなると、微量だろうとそれが環境値以下だろうと今より悪くなると、そういうふうはこの環境影響調査の結果が出ているわけです。

私たちが求めているのは、その寝屋川の市役所の屋上と同じ環境にすると言ったのが、施設の周りで守られていないんじゃないか。ここのところも、私、最初にお話しした、お願いしたと思うんですけど、ほかのところより、東大和のほかの地域よりもここの環境が悪くなるんじゃないかと、VOCが多くなったんじゃないかと。同じ平均のところに住みたいということを申し上げています。

ですけど、今、VOCについては、今より悪くなるという結果がこの環境調査で出ています。それをのめということ自体がわかりません。

**【片山参事】**

繰り返しになりますが、寝屋川の例はちょっとわかりませんが、寝屋川さんがどうされているのかはね。ただ、寝屋川の自主規制というのか、自主目標値というのは、21万5,200だと言う風に聞いておりますので、それ以下で運転されているだろうと思います。

私どもの施設ができるからといって、VOCについても必ず悪くなるということとは言えないと思うんですね。現状では失礼ですけど、開放型でやられておりますし、それに対して今度室内でやるわけですから、必ずしも悪い状態になるというふうには考えていませんと。

**【森口専任者】**

待ってください。環境影響調査の結果として、この間説明を受けたときに、VOCは今より悪くなるという風に私は説明を受けたと思います。それなのに片山さんは中でやるからよくなりますと言ったんじゃないか、じゃあ、この環境影響調査の結果というのは一体何だったということになりますよ。この間、業者の方が来て、振動と騒音については減りますけれど、VOCについては減らないと。

**【片山参事】**

言い方がよくないんでしょうけど、最も悪い側で、最も悪条件側で私どもやっていますから、そうしますと出てしまいますけれども、そんなに悪条件側に振れるとは考えてませんので。

**【森口専任者】**

それじゃあ、何をやっても自分たちで出した結果についても、悪条件側に振れると思ってないから、これより出ないとかっていうことにお認めにならないような状況で、環境影響調査が何だったんだということになりますよ。

**【片山参事】**

環境影響調査は、最も私どもとして不利な状況で測定していますんで、そういう面で悪条件側というふうに申し上げているんですけども。

**【光橋副会長】**

いかがでしょうか。

**【山崎専任者】**

結局あれじゃないですか。説明したときは悪くならないと言っているのに、最後になって話が変わってきちゃうのがおかしいって言ってるんですよ。こういう結果が出たら。

**【森口専任者】**

最初のころのほうなんか、むしろよくなるとかっていうことまでおっしゃっていたことありましたよね。VOCについては、むしろ中の空気より外の空気のほうがよくなるんだぐらいまで大見え切ったこともありましたよね。

今、自分たちでやったその環境調査についても、悪条件の中で出しているからこんなもんにしかならないとかという言いわけめいたことで、そういうことも認めないんであれば、環境影響調査やったって何なのということになりますよ。

**【坂本代表者】**

坂本です。今の森口さんがおっしゃっていることは、ずっと以前に私のほうからも申し上げたように、環境省に補助金をアプライする場合の条件として、生活環境影響調査をやりなさいという話になって、そのアプライをつくっているだけの話じゃないですか、仮定ですよ。ですから、これはきれいに文章化すれば幾らでもできますよ、作文できますよ。

ただ、それが現実となった場合には、こんなのはとてもこんなじゃできないよというものも話しているわけで、要するに都市計画から間違っ、はっきり言って間違っ、こんなにもこうわからない自治体というのはあるのかなと思ったぐらいに、何で工場もないのに工業地域化というのは、そもそものこけのもとなんです。

それで全国のこういう所在地を調べれば、半分近くは市街化調整区域じゃないですか。山の中でもできるんですよ。結構割と地方の大きな都市に行っても大抵山の中とか、こんなところにあるというのが普通なんですよ、人目につかないようなところが。しかもこんなまちの中にあるというのは、もう常識的に考えられないというのが1つ。

それから、先ほどから片山さんはシックハウスっておっしゃっていますけれども、建築基準法上の施行上は、要するにシックハウスになるような物質を使ってはならないと決まったんです、もう、十数年前いろいろ問題出て。ですから、生産者のほうでそれはストップしていますので、シックハウスは基本的にずっと昔に使ったものは別として、今は生産もされてません。

私も二、三十年前、やはり建築にかかわっているときに非常に敏感な人もいますね、すごい千差万別なんですよ。だから、ちょっとしたことで皮膚がおかしくなるとかいう人も出まして、やはりそこら辺は石綿のように問題化する前に、こういうのはやめておかないといけませんよ。だから、幾らそこら辺で30億、40億、50億かけてやっても、結果的にとんでもない金食い虫になって、誰の金でそんなのをつくるんだという話に必ずなりますから、やめたほうがいいですよ。絶対に。私たちががんが言っているのは、片山さんとか皆さん、部長、課長さん等を案じて半分は言っているわけです。なぜ、市長をこんなやめたほうがいいですよということ言わないのかなというのが不思議でならない。もう通常やはりある程度勉強してたら、これはもうやめたほうがいいですよって進言してやるのが普通じゃないかなと思いますよ。

以上です。

**【岡田専任者】**

45分近くになるから、組合さんとして、きょうこの施設の関係でしゃべりたいことをちょっとできる限りやって、45分でやめましょうよ。もうそういう、そもそも論に引っかかるようなことになっているから、時間もったいないから。

**【伊藤課長】**

そうですね。岡田さんのおっしゃるとおりのところがありまして、我々のほうは、今説明はしたというところで、何かあればというお話を伺っていると。確かに今お時間ですので。

**【岡田専任者】**

そのほかに技術論として、その提示した資料の中で説明していきたいものについては箇条書きでも結構ですから、それでしゃべっていただく。あと出てますよね、丸つけたものについては一応説明はしたと、理解したかどうかは別として、そのほかにまだ説明してない部分があるので、これをどうするかということ。山崎さんの件が。

【伊藤課長】

その山崎さんからの提出で、我々の行政側から出した資料については、ご説明をさせていただきました。

【岡田専任者】

環境省の作成、一般廃棄物の引用の云々というのと、あとは廃棄物処理法の解説云々というのは特にいいですか。これは読んでくださいということ。

【伊藤課長】

そうですね。ちょっとそちらの資料を先ほど、一番冒頭のところでお話ししたとおりというか、自区内処理というところで、そのままずばりの言葉が出てくるわけではないんですが、そちらの該当法令というところで、書籍のコピーをお示ししましたので、こちら見ていただければというところでお話はさせていただいたところです。

【岡田専任者】

それと、私のこの建設、ここの部分については、そちらに絡む回答を入れていただきたいんですけどね。施設建設に関するということで、この私の資料なんですけども、回答欄は組合さんが入れてくれないと、この資料については、私が書くべき内容じゃないですよ。できる限り埋めていっていただきたいなというお願いです。

【伊藤課長】

はい。

【岡田専任者】

では、一応これで。

【光橋副会長】

一応予定では、45分から施設の必要性等についてに入るんです。すいません、ちょっと私、司会させていただいているんで、せっかくなんで、今、自区内処理の法のやつ、これを読んでくださいって渡されたんですけど、ちょっとこれのどこをどう、どの部分のことかもうちちょっと詳しく解説していただくことはできないでしょうか。

【片山参事】

解説になるかどうかわかりませんが、冒頭のところを読んでもらうと、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上の支障が生じないように収集し、これを運搬し及び処分、括弧書きが長いですが、しなければならないということです。ですから、基本的に市町村は、市はその区域内、東大和市だったら東大和市の区域内で責任を持って処理しなくちゃいけないということが書いてあります。

後段のほうはそれを委託する、ですから、みずからできない場合は委託する、そのことが書いてあるんですけども、2枚目めくってもらいますと、解説の左側の(3)ですか、市町村が委託により処理を行う場合と。

【伊藤課長】

(2)ですね。

【片山参事】

(2)、眼鏡かけますんでちょっと待ってください。(2)ですね、ごめんなさい。市町村が委託により処理を行う場合、市町村は委託基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。これは他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するためであると言う風に書いてあります。ですから、原則は直営で、直営といいますか、市が行って、例外的に委託が認められているということでございます。

自区内処理という言葉は、ここで説明したと思いますが、昭和40年代だと思いますけれども、当時の美濃部都知事が、杉並区清掃工場の建設の問題に関しまして、原則論を述べたのが自区内処理です。法律のこういう条文と相まって、今自区内処理という言葉が一般的に使われているということでございます。

【坂本代表者】

それは現行法上どこに出てくるんですか、自区内処理……。

【片山参事】

自区内処理は出ておりません。

【坂本代表者】

はい？

【片山参事】

自区内処理は出ておりません。

【坂本代表者】

出てないでしょう。

【光橋副会長】

今の質問と回答の意味がよくわからなかったんで、自区内処理って、この法律の今読み上げていただいたことが自区内処理という意味じゃないんですか。

【伊藤課長】

ですから、ちょっと自区内処理というところで、明文化はされてないんですが、自分のところ

で出したものは自分たちの区域内で処理するのがまず原則だということです。

**【片山参事】**

原則だという。

**【光橋副会長】**

だから、明文化されてるんですよ。

**【片山参事】**

ええ。自区内処理という言葉は使ってないですけど。

**【坂本代表者】**

おっしゃっていることはよくわかるんですけどもね、自区内処理ということの事項立てではないわけなんですね。要するに市町村の処理等ということの範囲、カテゴリーの中には、委託することができるということになっている。つまり委託した場合には、委託先の業者の状況も見なさいよという話ですよ。例えば、今、比留間運送に委託している、その比留間運送がきちっと処理をやっているかということも、私は実際にあそこの社員のひとと話して、実際に見て聞きましたけれども、ちゃんと前はISOの1400、環境基準ですね、それと9001の品質基準をクリアして、今は、14001というのは大抵日本の基準のほうが厳しく、環境省基準のほうが厳しくなっているから、そっちのほうに乗りかえているんですよ。

ですので、一応そういう面では、市役所が環境基準をクリアして、認定を受けているかどうかわからないですけども、そこら辺は、私見に行ったら、きちんとクリアしてましたですよ。どうでしょう。

だから、自区内処理ってということを殊さらにおっしゃるんで、現行法上、自区内処理というのがきちんと規定してあるかなということをお聞きしたかったわけです。大体、今の説明でわかりました。現行法上は、自区内処理というのは明文化されていないということですよね。

**【光橋副会長】**

すいません、坂本さんのちょっと理解と私の理解が違うので、もう一度確認させていただきたいんですけども、今の片山さんが読み上げていただいたところで、この廃棄物処理法第6条の2の1項のところ、市町村が自区内で処理するのが原則ですと。2項以降のところ読んでないんですけども、今ご説明されたのは、例外として委託できると。それは市町村の責任でちゃんとしたところにやりなさいというふうに書いてあると。原則と例外があると。

すいません、また質問ですけども、今の状況というのは、燃やせるごみ、中島町で3市分燃やしているという状況は、小平市は自区内処理ですけど、東大和市と武蔵村山市は自区内処理でやってないという状況になるのでしょうか。

【松本課長】

いや、自区内でやっています。それが3市で1つの区域だということでの自区内ですから。

【光橋副会長】

3市がまとめたの、これは何か契約というか、ちゃんと……。

【松本課長】

一部事務組合を設置したということのあかしとしての区域。

【光橋副会長】

で、自区内処理でやっている。

【坂本代表者】

議長、すみません、横から。それは衛生組合という規約があるんですけども、その中にきちんと明記されていますので、自区内処理と一緒になんです。3市……。

【光橋副会長】

いや、それはいいです。そうすると、今、プラスチック類、今、廃プラの分は各市でやっていますので、しかもこれは委託しているので、この例外のところに当てはまると。

【松本課長】

東大和市は例外規定を使って、今は委託していると。

【光橋副会長】

ということですね。その例外のところをちゃんと自分たちの、市町村の責任でやるがために今回建てるということですね。

【松本課長】

そうです。

【光橋副会長】

ということなんで、理解としてはそれでよろしいんじゃないでしょうか。

【坂本代表者】

例外でも何でもなくて、基本的には、市区町村での財政負担を伴いますので、それは一番経済的な方法でやると思うんですけども、基本は、政令で定める基準に基づいて委託することができるということですので、産廃業者というのは登録しないとできないことになっていますけどね。だから、誰がやってもいいというんじゃなくて、その中から委託業者にさせればいいというつくりになっているので、例外でも何でもありません。政令の範囲内でやっているということなんです。

**【光橋副会長】**

それは、じゃあ。

**【松本課長】**

今、ちょっと事務局がページ探しているんですけど、みずから処理することができない場合と  
いうのがあるんですよ、委託によってやる例外を使っているのが。東大和市は今、みずから市に  
よってできないという、そののところを盾にやむを得ず民間委託をしているという。

**【森口専任者】**

詳しく書いてあるか書いてないかじゃなくて、ざっくり言えば、要するに例外というのは、自  
分のところができないから例外が認められるということでもいいですよ。条例としては、自分  
のところでは処理をしてくださいよという条例があって、できないときは例外として認めますよと  
いうものがあると。じゃあ何をどこまでもってできないと言うかということと、自区処理という  
ことを今、焼却炉に関しては3市共同であるから、3市が自区処理、3市内で自区処理をしてい  
るという言い方になりましたけど、プラスチックについては、自区処理するといった場合は、3  
市の中に自区処理場所を選べたわけですよ。そういうことが、今までのように発言を聞いてい  
ると、自区処理しなきゃいけないからイコール東大和につくらなきゃいけないということじゃな  
くて、自区処理が、焼却炉が3市でよければ、場所についても自区処理……。

**【光橋副会長】**

森口さん、すいません、今、話が広がっちゃっていますので、ちょっとまた長くなるので切ら  
していただきたいんですけど、私が聞いたかったのは、言いたかったのは、市町村が自分たちで  
するのが原則であって、業者に委託するのは例外かどうかというのを確認したかったんですよ。

**【森口専任者】**

そうです、そう、そのとおりです。

**【光橋副会長】**

坂本さんのご説明を受けたとき、私、ちゃんと法律を読んでないので、わからなかったんです  
けど、どっちでもいいのか、例外なのかというのが重要だと思っているんですね。

今、松本さんのご説明では、まだちゃんと指摘されてませんけれども、あくまでも業者に委託  
するのは例外だということですね。原則は、市町村で自分たちでやるものだと。例外として、で  
きなかつたらいいよというもので。今その例外のほうをやっているんだけど、何とか自分た  
ちで処理するがために今回の建物を建てるという理解は共通で持っているべきだと思うんですけ  
れども、よろしいでしょうか。

**【坂本代表者】**

自分が言ったように、一般廃棄物処理計画ですので、これだけ、つまり果たしてこれはできないからというのは、それだけをもってほかに委託するというのは例外でも何でもありません。政令の範囲に従ってやっているということで間違いはないんじゃないでしょうか。

ということは今までずっと例外をやってきて、例外、例外とやってきたという話になっちゃいますよね。だから、それをやってない自治体があるかといったら、結構やっているんですよ。

**【光橋副会長】**

いや、だから、できるんですけれども、例外か並列で選択しただけなのか、どっちなのかということをおしやっています。坂本さんは並列だとおっしゃっているんですけど、松本さんのご説明では例外だと。だから、メインは自分たちでやらなければいけないという使命感のもとに、今回行政側は建てようというふうに理解しているんですけれども、間違えてますでしょうか。坂本さんもそこをちょっと合わせていただかないと、できないか、例外で特別に、何て言うんですかね、選択性じゃないと。できるだけ原則に従いたいという行政側の意向で、それが行政側の意思だと言っているの、それは否定できないと思うんですね。

私が言いたいのは、それはコストの問題があるでしょうと言いたいんですよ。ちゃんとコストを比較して、例外するにも原則に戻すにも、コスト的に納得できるものであれば原則でやればいいんですけれども、その例外で安く済むものを原則にするために無駄な税金をかかっているんじゃないですかという疑問があるので。多少私は高くてもいいんですけれども、あまりにもそれは青天井でコスト関係なく原則に従うべきだとは思ってないので、青天井になってませんかということをお指摘したいということです。よろしいでしょうか。

すいません。あとごめんなさい。もう1点、スケジュールについてのところの質問で、おこなっているということでしたけど、何でおこなっているんでしょうか、説明ありましたでしょうか。

**【伊藤課長】**

すいません。時間が随分過ぎてしまって申しわけございません。スケジュールに関して、おこなわれているということは、先ほどからお話が出ていますとおり、業者との今調整、仕様書のほうを固めているというような状況でございます。

それもこの間も、前回の協議会でもお話ししたんですが、業者さんから最初に提案された内容と金額、そちらのほうがお客の想定と離れていたというところがあるので、そこに関して今調整をしているという状況が発生していますので、スケジュールがおこなわれているということです。

**【光橋副会長】**

はい。わかりました。ありがとうございます。じゃあ、すいません、どうぞ。

**【山崎専任者】**

今の我々というか、4団体の考えてる金額よりも離れているということだったんですけども、具体的にどのぐらい離れているのか。どのぐらいの見積もりをもらって、それだけ教えてください。前の10月3日の何かの衛生組合の議会では、そういう何か具体的な数値も出たみたいですけど、何でこっちのほうで具体的なそういう話が出ないんですかね。

**【伊藤課長】**

数字につきましては、当初、業者さんから出てきた数字というところが正直30億から40億というところでの数字が出てきております。

そこについて我々も環境対策、そちらのほうは譲れないと、何とか少しコストを削減できないのかというところで、今業者のほうと調整を詰めているというところですので、必ず30から40億での業者が決まるというところではないということになります。

**【坂本代表者】**

すいません。参考までに何社に参考見積もりを出させてもらって、そのうち辞退があるかどうか。前回の六、七年前ですが、あったときには、その最低が7社のうち4社がこんなもんでできないということで辞退して、しかも6品目なんですよね。最低が33億、最高は50億を超していて、3社しか来なかった、4社は辞退したという実績もあるんで、そこら辺わかったら教えていただきたいんですけども。

**【片山参事】**

前はアンケートでしたから、申し上げましたけれども、今回契約行為でございますので、その件については差し控えさせていただきます。

**【坂本代表者】**

会社は出されたんじゃないですか。

**【山崎専任者】**

30億から40億と見積もりみたいだったんですけども、この30億、40億という金額は工事の金額だけですか。工事費用ということですか、出された見積もりって、どうなんですか。ここに書いてある、実施計画の最後のほうに書いてある財政計画検討の中では、直接工事費があって、それ以外の諸経費があって、それにプラス消費税でなってますけれども、今のお話ですと、直接工事費が30億から40億ということでもいいですか。

**【伊藤課長】**

いや、こちらに対してですと、工事価格ですね。

【山崎専任者】

工事価格でしょう。諸経費も入っているということですか。

【伊藤課長】

入っています。

【山崎専任者】

入っているんですか。じゃあ、それが30億から40億がそのまま、それは消費税を含んだ形ということでもいいですね。

もう1点なんですけども、今年の2月の協議会で、工事費用の件についていろいろ説明を受けています。会議録見ていただければわかるんですけども、片山さんのほうでは、22ページで、片山さんは、業者に出さなくてわからないのは、例えば活性炭設備が幾らであるとか、選別機が幾らかかるとか、コンベアは幾らであるとかという詳細の部分についてはわからないというお話をしました。ただ、全体の枠の中では、今回の調査の中で、約19億という数字を出していますので、その枠の中でできるというふうに考えていますというのが1つ。

あと、29ページで、前の木村課長が、当時ですね、今はいらっしゃいませんけど、今予定しております建設の金額で複数の業者に見積もりをあわせてお願いしますので、基本的にはそれを超える業者ばかりということは今のところ想定しておりませんという説明をされているんですね。

19億という数字が30とか40とか、単純に計算すると1.6倍とか2.1倍とかそういう数字じゃないですか。なぜこんなに変わっちゃうんですかね。単に見通しが甘かったで済まないですよ。

いろいろ聞いた話だと、大震災だとか東京オリンピックがあるから、人員とか資材費が高くなる。こんなみんな、こういう発言する前に東京オリンピックなんて決まっていることですし、東北大震災、あれだってもう4年、その当時から見ると4年前の話ですよ。ですから、当然そういう工事に人がとられるとか、資材費が上がるというのわかっていることですよ。

ハイスペックにしたって同じですよ。もともとハイスペックにやるという説明だったじゃないですか。それで19億でできますって言って、何で30から40になっちゃうんですか。やっぱりそれはちゃんと説明しないと、こんなに大きな金額の開きができちゃって、はい、じゃあ、これそのまま進めますというわけにはいかないでしょう。3市の市民の人たち、我々はこういう、今そういう情報を聞きましたからわかりますけど、3市の市民全然知らないんですよ。みんな税金から払うわけですよ。これをそのまま11月の何日だかわかんないですけども、組合の議会にかけて、ああ、これでオーケーでした、こういうふうにはいかないと思いますよ。もう最初からやらないとちょっと無理だと思います。だから、その差をちゃんと教えてください。

【片山参事】

見通しが甘かったっておっしゃられるとおりの部分が大きいとは思いますが。

【山崎専任者】

私、見通しが甘いとは言っていないんですけど、その差をちゃんと教えてくださいって言ってるんです。

【片山参事】

ただ、オリンピック景気、こういう廃棄物処理施設の受注意欲がプラントメーカーじゃなくて、ゼネコンさんが非常に今そういう意味で人手をとられているという状況の中で、なかなか特定しづらいということで、建設費のほう当初見込みより大きく違っているということがあります。

【山崎専任者】

それはもともとそういう状況にあるというのはわかるじゃないですか。我々マンションに住んでいる人は、大規模修繕やったりなんかするときに、東京オリンピックがあるから、それは足らなくなるから高くなりそうとか、いろいろな状況がわかるわけですよ。考えながらやっているわけです。そんなの急にね、この19億でできますよと言った後に東京オリンピックが決まったとか、大震災が起きたとか、そういうならわかるんですよ、急に状況が変わったというなら。だけど、この以前に全部そういう、大震災にしる、東京オリンピックだって去年にはとっくに決まっているわけでしょう。だから、19億でできなかつたらおかしいんですよ。

【片山参事】

そのゼネコン側の、ゼネコンとタイアップしてプラントメーカーやるわけですけども、そのゼネコン側の受注意欲が非常に低いということが理由の1つにありますけども、今、30億から40億と申し上げたのは見積もりでございますので。

【山崎専任者】

はい？

【片山参事】

見積もり、見積もりでございますので、その部分を精査させていただいて、できるだけ低い額に抑えて、発注したいとは考えていますけども。

【山崎専任者】

幾らまで下がったらやるとかというそういう決まりはあるんですか。

【片山参事】

それはないですけども、それはヒアリングの中で……。

**【山崎専任者】**

例えば20億まで下がったらやるとか、そうしないと40億だったのが39億でもやっちゃうといったら、全く違うじゃないですか。2倍になっちゃうわけでしょう。それでも平気でやっちゃうの。

**【森口専任者】**

今、18億から話が始まってますけれど、基本構想では、13億2,000万だったんですよ。その段階でもう上がってるんで、18億から話を始めるとげた履かしているようなもんなんで、最初の13億2,000万から考えていただいたら、もう30億でも2倍以上ですから、そこからちょっとおかしいです。

それで、じゃあそれを今調整させていただいていますということですが、調整して一番怖いなと思ったのは、ここで基本事項で説明会があったときに、小平のほうの職員の方か、副市長の方かわかりませんが、の方が来て、そんな特別ないものつくらないけど悪いものもつくらない、予算があるからという言い方をされて帰ったんですよ、ここでの説明会のときに。そんなものじゃ困りますので、環境のスペックを落とされて、私たちにここで予算が高いつて言われたから、じゃあ安かろう悪かろうでここで通しちゃいますというんじゃ話にもならないんで、まず、ここに建てるって決めた時点で、この環境はわかり切っていることですから、当然高いものになって当たり前場所を3市の市長がどういう方法でか知らないけどお選びになったことですので、スペックを落とされることは困りますし。

**【伊藤課長】**

すいません、それは先ほどちょっとお話ししたと思うんですが、環境面に関して、我々は引くつもりはありません。ですので、スペックを落とすとかそういうことではないんです。

先ほどからすいません、ちょっと私、数字を言ってしまったんですが、その30から40というところが今ひとり歩きというか、歩き始めているとは思いますが、そこからある程度やはり我々もそこは予算が、青天井という話もありましたが、そういうわけではないと思っていますので、そのための今調整を図っているというような状況。

ですから、その18億、そこに近づけていきたいというところで、ただ、そうは言っても相手があることですから、その細かいところをやっているという状況ですから、時間がかかっているというところです。

**【田中代表者】**

ちょっといいですか。栄三丁目の自治会の田中と申します。

この間ここにえんとつが出てるんですけども、その中に3市共同資源物処理施設の建設に着

手しますということが書かれているんです。建設に着手ということでスケジュール見ますと10月上旬で、11月下旬から来年6月にはもう実施計画というふうに書かれていました。

これ、手元にあるやつがそのえんかつのやつの書類なんですけれども、これもう着手しますということですから、決定ということによろしいわけですね。ここに出てるということは。

【町田専任者】

広報しちやったんだ。

【田中代表者】

ええ、ここに実際着手しますと書かれています。ということは、着手するということですよ。

1つだけ気になった、ダイオキシンの測定調査というのがそのこのところの下にあるんです。ここには東大和第一小学校の数字が測定結果として、平成26年が0.22、そして、27年度の統計分で0.016、これは冬ですから、東大和二小よりも北に、失礼、南に処理場があります。ということは北風ですから、当然、二小のほうに飛んでくる量は少ないということになります。

逆にそこに同じデータの中に、立川市清掃工場測定ということで、そこにはけやき台、立川第四中学校、若葉小学校、若葉児童館、この数字は全部東大和の二小より下です。位置はどうかというと北側に処理場があります。全部この施設は南なんです。なおかつ低くなってる。大和の二小のほうは、南側にある施設から出てきたダイオキシンが大和が最高になっている。

ということは、今おっしゃっているように本当に今度できる施設が、私一番心配したのは、この着手しますというこの一文だったんですけれども、本当にさっき言った環境基準、そういったものをちゃんと捉えた上でできるのであれば問題はないんです。もちろん必要な施設であると私自身は前から言ったとおりです。ただ、たった一つ言っていることは、うちのそばにはつくらないでね、それはもう本音です。さっき坂本さんおっしゃってましたけど、市役所の隣、向こう側、土地があいているじゃない。

原発がそうなんです。原発だって、何も国会議事堂の脇につくれるじゃないかと、議員さん方がいいよと言えば。やはりそういう施設を、みんなが嫌がる施設をじゃあどうやってつくっていかうかという場所がここだと思っていたんですが、残念ながらこれ見たときに、私もこれ見た瞬間に岡田さんのところに行って、どうするのって言っていました。

というのは、さっき言ったとおり、30億か40億ですよ。これ、3分の1になるといっても、当初の13億9,000万、東大和市が負担しようとしていた額、それを3分の1にした額じゃなくて、13億9,000、3分の1になる前の大和の負担になってしまう。税金です。

ですから、本当に30億、40億、今のオリンピックの施設もそうですけど、当初の計画だと80億ぐらいで済むものが、400億超えているわけです。ですから、もう少し冷静になってい

ただいて、オリンピック以降につくっていくということで、今からもう一度方向変更していただいて。はっきり言って、尾崎議員なんかのブログを見ても、はっきり書かれていますよね。ですから、ぜひもう一度冷静にやることを考えていただきたいなって思うのが私の意見です。

【森口専任者】

着手するって書かれているということなんですけれど、組合議会の承認とかがとらないうちに着手するって、そういうところに広報してよろしいんですか。

【坂本代表者】

このことの責は誰ですか。責任者は。その責任者は誰ですか。管理者というか……。

【岡田専任者】

ちょっと待ってください。要するにちょっとごちゃごちゃになっちゃっているから、話を分けましょうよ。

ここで、いいですか、とりあえずの確認の件で一旦設備のことじゃなくて、建設に関してという話に持っていきませんか。要するに、これだとまたコンバインされちゃっているから話が。

【光橋副会長】

そうですね。

【岡田専任者】

ハイブリッドの形になっちゃってるから。これはこれで一旦終わりにしないといつまでたっても。

【光橋副会長】

ちょっと、すいません、私自身も混乱しちゃっているんで、ちょっと岡田さんのその順番で。

【岡田専任者】

要するに、今確認することは、最終的には青天井じゃないから調整しますよと、そのために時間かかっていますよというものが最終的に組合で、じゃあ、13億8,000万から云々という話になってくると、それはちょっとまた違うカテゴリーになるんじゃないかと思うんですね。

いや、それ構わない、そういう議論やるんだったら、それはそもそも論に入っただの議論になっちゃうのかなという部分もあるし、このカテゴリーに入るのかなというのはありますけど、皆さん、要するにそっちの話ができてないということをおっしゃっているから、限られた時間の中でさらに時間をふやすということは絶対嫌だということになっているからね。そしたら、どっかで切らなきゃしょうがないんでね。もう35分も過ぎちゃっているんで。

【光橋副会長】

そもそも論のそもそも書いてあるのは私の質問の回答が終わってないというところなんで、ち

よっと私の質問は今回諦めてもいいかなと個人的には思っております。

そもそも論よりも、今ちょっと気になるのは、先ほどのえんとつの着手しますと言い切られて広報されているのはいいのかと、その分析はどうかというところをちょっとご回答いただかないと話が進まないと思います。お願いします。どなたに。

【片山参事】

何ですか。

【光橋副会長】

えんとつで廃棄、今回の施設の工事を着工しますとして書かれているのは、あれはいいんですかという。

【伊藤課長】

すいません。そちらの件に関しましては、何回もこれもいろいろと議会の議決をいただいておりますという話をしているんですが、こちらにつきましては、今年度の当初予算という形で、建設についての議決をいただいているというところなんです。

今、ちょっとお金の問題とかいろいろ出てきましたが、その辺をクリアにしていきながら、着手というのは事業を進めていく。ですから、これからまた都市計画の決定の依頼とかいろいろ入ってくるんですが、そちらの事業に着手をしていくというところもありますし、えんとつ自体もタイムリーに年に何回も何回も出しているようなものでもないんですね。3月、9月という形ですかね。そういうところもあるので、すいませんが、そこは着手というところではそういうふうに書かせていただいて、そこから先ほどのスケジュールのお話に来ているというところがございます。

【光橋副会長】

今の説明で納得されましたか。山崎さん。

【山崎専任者】

組合の議会でも議決されているから着手するんだというお話でしたけども、それは18億とか19億のときの話ですよ。

それで、今回話題になったのは、30億、40億だという話じゃないですか。これについては、組合議会で議決されたんですか。それは11月22日でしょう。今出ているのはその前じゃないですか。違うんでしょう、やっていることが、順番が違うじゃないですか。19億だったら予算でいいと思うんですけども、こんな1.6倍とか2.1倍、基本構想から言ったら3倍近い金額になっているのが、まだ議決されてないじゃないですか。おかしくないですか。自分たちやっているの何か麻痺しちゃってんじゃないかと思うんですよ。我々当事者としてはね、非常におかしく

感じますよ。だったら、すぐに直したほうがいいですよ。

【坂本代表者】

坂本です。今、山崎さんがおっしゃったのは真つ当なことだと思います。多分、国会でもこんな話になったら、すぐ凍結されたりする話でしょうけれども、そもそもの第一歩から言いますと、寝屋川の処理施設については、候補地を3カ所か4カ所上げるために1年か2年かかっていますけどね、そういうのを一切やらずにいきなりここに決めたということも、住民は全く納得してないんですが、一番大事なことは、小平市長が皆さんの理解が得られて、合意とか同意という話じゃないんですよ、その前の理解が得られたと確認できたならば着手するような話になったんですが、この場で理解も合意も何もできてないじゃないですか。なのにぼんぼん、ぼんぼんそうやってやっていっていいのかなというようなことが一番大事です。

今までもそうなんですけれども、今、田中さんがおっしゃったような、えんとつに出していることだって、それは虚偽表示じゃないですか、1つの虚偽ですよ。虚偽は基本的には無効なんですけれどもね、民法94条を見てもらったらいいと思いますけれども、こんなことをやるために今までずっとやってきて、1回たりとも同意も合意も我々はしてないですよ。そのことをやはり管理者たる小平市長のほうにはお伝えしていただきたいと思います。これはもう無理ですよということを。

それと、将来的にはペットボトルの処理については、今環境省と経産省と農水省が合同でやっています。何ですか、トレーについても、多分農水省が入ってというのは、使った後には食べられるような容器をつくるんじゃないかなと思いつながら聞いてましたけれども、その方向性ですらあと3年ぐらい、あと3年、オリンピック前までぐらいには結論を出すと言っているから、それを待って、今、山崎さんがおっしゃったように、待ってやればいいじゃないですか。物すごく高いというのであれば、オリンピックが終わってやればいいじゃないですか。オリンピックが終わってやれば、物価は急激に下がると思います。実際に、マンションの大規模修繕をオリンピック後にやろうとしているところも、私もそれはアドバイスしましたけれども、その物価の動向も、要するによく見ながら、ここのところはね、慌てて何もやる必要はないんですよ、今何も困ってないじゃないですか。小平のほうは逆に民間委託してやってみたらいかがですか。経費が随分浮きますよ。

私の近くの割と近くの方は、こんなに金使うんだったら、私はもうふるさと納税でまちに税金払わないということはたくさん出てます。多分そういう空気が広まれば、一気に何億という税収の不足も出てくると思いますけれども、そのように考えている人が一気に膨らむと思います、そういう話が出てった途端に。

ですので、土地の選定からもう1回白紙に戻してやったほうがいいですよとしたほうが絶対、片山さんなんかもうずっと長くやっていらっしゃるんで、そうやったほうが賢い選択じゃないですか。ここは皆さんで、3部長さんも行って、市長これはもう無理ですよと、絶対に同意は得られないですよということでもっていったほうがいいと思います。それが賢い方法だと思います。

以上です。

**【光橋副会長】**

すいません、ちょっと確認ですけど、着工しますの説明がちょっとよくわからなかったんですけども、着工の定義ってあるんですか。着工しますというのは、私はてっきり工事が始まるようなというか、契約を結ぶようなイメージだったんですけど、着工しますというのは何をもって着工と。

**【田中代表者】**

ここに書いてあるのは、私もびっくりしてるんです、建設に着手しますなんです。今の説明とはちょっと意味が違うんです。ここに書いてあるのは建設に、要するにもう建物建てますよという意思表示です。

**【光橋副会長】**

その建設に着手しますというのは、今の段階で言える状態だったんですか。これは衛生組合のほうから回答いただかないといけないんですよ、えんとつの内容とか。どちらから御回答いただける。

**【片山参事】**

建設に着手しますという書き方をしています。これは当初予算で、さっき18、19億という金額でしたけれども、議決をいただいておりますので、それを受けて建設する仕事に入りますよという意味合いで使っている言葉です。その後、予算の乖離ということで、今お話ししたとおりの金額の見積もりは出ていますけれども、これをどのように調整していくのか、それは今後検討していきたいと思っています。

ですから、建設に着手しますというのは、もう建設の図面ができていて着工しますという意味で使っているわけじゃなくて、建設する仕事に着手しますという意味で使っています。

**【坂本代表者】**

それは詭弁だと思いますよ。基本的には、都知事がかわってからがらっと見直しますという話になったでしょう。ちょっとあまりにも虚仮にしてませんか。今、着手しますということになったら、例えば最低落札は35億とか40億になりました、それでもやりますというよりも、一歩踏みとどまって検討しますと、四、五年かけて検討しますと。焼却炉のほうが先じゃないですか。

だから、やらなくてもちゃんとやっていけるんだから、皆さん、それに協力してやってきてるわけだから市民は全部、何でつくって、どこにメリットがあるんですか。

**【光橋副会長】**

坂本さん、またそもそも論になってきたので、もうちょっとしつこく私聞きたいのは、建設に着手しますって言っちゃっていることは、この記事を見た読者は、もう建てるんだなと、決まったんだなと思ってると思うんですね。

今、値段のところで折り合いが合っていない状態で、建てますと言っちゃってるんで、普通商売するときに、もうそのもの買いますっていったときに、値段決まってるのに買いますと言ったら、売手のほうが値段上げてきますよね。その状態で書いちゃってるのと、引っ込みつかないじゃないですか。

これ、値段が今30億、40億というのはまだ見積もり段階だとおっしゃっているんで、予算の19か18かちょっとわかりませんが、議決された時点まで下がれば着手できると思います。そういう理解だと思っているんですけど、今、できない状態ですよ。これはもう予算内におさまるといふ見込みで書かれた記事なんじゃないですか。

**【片山参事】**

ここに示しているスケジュールも今、伊藤が説明しました前の予定になっていますので、当初予算の見込みで建設できるという見込みで記事は書いています。その後、予算の乖離が出てきたものですから、今、スケジュールを変えて坂本さん流に言えば、とどまって実行しているというか、考えているところ、調整を図っているところです。どうぞ。

**【谷本代表者代理】**

プラウド地区代表の谷本と申します。これは今何月号ですか。

**【片山参事】**

10月1日ですかね。

**【光橋副会長】**

10月8日の土曜日です。ごめんなさい、9月発行になっています。

**【谷本代表者代理】**

次にいつ出すものですか。

**【片山参事】**

3月ですね。

**【谷本代表者代理】**

次は3月ですか。これ例えばまだ決まっていないというふうに今後変わって、これは市民で見

ると、ここに出ていけば今みたいな状況で実はこうじゃないんですよというふうにやると思うんですけれども、実際これを見た市民、先ほど副会長も言われましたけれども、建てるというふうにはしかも見れないと思うんです。着手します、建てるんだと思いますよね。

これに対して今現状そういうふうになっているということで、これはまずい、この記事が間違っているという状況なんでしょうか。それとも3月までに18億なりここまで持っていきなかった。例えばですけど、30億なりで着手する可能性とかもあるんですか。たくさん質問してもあれですけど、この記事は今時点としては間違っているということですか。

**【片山参事】**

スケジュールについては、今課長が冒頭説明したと思うんですけれども、違ってきているということです。ただ、建設に着手します、建設事業を進めていますと上に書いてありますけれども、これについては記事のとおり進めてまいります。

**【谷本代表者代理】**

だから、ここで聞くとそういうふうに言われるんですけど、市民に見ると建てると思っちゃいますよね、完璧にこのスケジュールで。これ、すぐ訂正とかスケジュールが変わっているんだら出さないと無責任じゃないですか。市民が見ているあれですねこれ。今、この場に来ている今回、僕も代理ですけど、時々見に来てはいますけれども、これだけ見たらどう思いますか。すぐ訂正出せますか。これがひとり歩きしません。ちょっとそれは危なくないですか。このままもともと決議されたという金額と大幅に違って、今後どの金額でやられるのかまだわかりませんけれども、これはぶっちゃけでいうのもあれですけどどうなんですか、まずくないですか。これを次の3月までにほったらかしていいものですかね。

**【片山参事】**

私どもの見解はこの建設に着手しますという気持ち、それは年度当初に議決いただいていますので、それは同じです。示しているスケジュールはあくまでも予定ですので、予定スケジュールは今変更しましたけれども、スケジュールは変更はあり得るという形で記事になっていると思うんですけれども。

**【谷本代表者代理】**

これは見る方、ここで今正直言われると、参加されていなかったり傍聴されていない方が見ると、普通に見るとこのスケジュールでやると思いますよね。これはどこかほかで変更しましたとか提示するんですか、ホームページとか。

**【片山参事】**

3月にもう一度出しますので。

【谷本代表者代理】

出しますけど、その間はどうするんですか。ごめんなさい、今いろいろ言われていてあれなんですけれども、この場だからあれですけど、まずくないですか。

【片山参事】

予定ですから。

【谷本代表者代理】

着手しますというのはこの予定で着手しますと。

【光橋副会長】

予定ですとは書かれていないですよ。

【谷本代表者代理】

着手はするんですか。

【光橋副会長】

宣言されていますよね。

【片山参事】

着手はします。

【谷本代表者代理】

しますよね。スケジュールは一、二カ月変わるかもしれませんが、金額が変わって着手する可能性もあるんですよ。もともとこの記事自体が訂正、僕が今言ったのは訂正されないでいいんですか。一、二カ月後に出ればまたそのときのタイミングはあるかもしれないですけど、次は3月でしょう。これを見てもうどんどん進んでいると絶対思っちゃうと思うんですけど、そこら辺はこの場の建前とかどうとかというよりもまずくないかなと。ここで言いわけされても一般市民の立場で考えてる意見です。

【村上局長】

事務局長の村上です。着手しますと、これはもう私どもこういうふうと考えております。着手しますと言ってからもいろいろなステップがあります。例えば都市計画決定もこれからですし、あるいは入札もこれからです。予算が乖離していなくてもそのままいけたとしても入札はこれから先ですし、その入札で必ずしも落ちるかどうかはわかりません。その後、契約金額が高額ですので、組合なら1億5,000万円以上の場合には議会の議決が必要になります。そこでも議決がされなければ、その契約は本契約にはなりません。そういうさまざまな不確定、これはどうしてもあることなのかなと。ただ、我々は4団体としては当初予算が認められて、いよいよ建設着手しますと、それでステップを踏んでいきますという、そういう意味の記事でございます。また

今後のスケジュールはこれはあくまで予定ということで書いてありますけれども、この中で先ほどご説明いたしましたけれども、現在仕様の最終的な調整を行っておりますので、これについておくれが出ているということは、先ほど説明したとおりでございます。

以上です。

**【谷本代表者代理】**

建設にというところがなかったら、まだ何となく例えば計画に着手しますというのであればまだわかるんです。建設に着手というところが問題ないんですかと言っているんですけども。そこはまずくはないんですか。今ここの場で説明されているように、さっきから言っていますけど、ここの中で幾ら説明されるじゃなくて、市民が見たときにこれはまずくないんですかという一般的な話です。今ここで幾ら言われてもそれはそれで、こういうふうにはずれているんだなと先ほどのお話がありましたけれども。計画を進めていく、作業を進めていきますという意味合いだというのは今言われているのはわかるんですけど、建設にというのは予算が決まっていない、これから最悪というか、なくなってしまう可能性もゼロではないということですよ。例えば予算が18億の予算しかないのに、30億しか絶対できませんよと言われてたらそれでもやるんですか。ということも含めてこれって大丈夫なんですか。

**【伊藤課長】**

今の予算の関係ではこのまま調整でというところで、30億ということではないと思うんです。そこは我々のほうも業者のほうも調整という形になるんですが、仮に18億、足りなければそこはまた補正予算という形で組合議会のほうに上程をさせていただいて、そこで議決をいただきたいというふうに考えております。

**【谷本代表者代理】**

いや、だから問題ないでいい、このまま進めているので、これが市民を裏切っているような記事にはならないんですかというふうに聞いているんです。それは今の状況はいいんですけど、大丈夫なんですかと。

**【伊藤課長】**

我々としては……。

**【谷本代表者代理】**

ちょっとすいません、いろいろな方の意見は、そこだけちょっとはつきりさせたいので、問題ないんですかというところだけ。頑張りますとかというのはいいんですけど、これは問題ないんですかと。

**【伊藤課長】**

我々としましては、先ほどからお話ししていますが、建設に向けてのまず当初予算で議決をいただいて、この事業を今も進めてきているというところですので、問題ないと思っております。

**【谷本代表者代理】**

ということらしいですけども、ほかに例えば全く知らない方にこの記事を見せて、これはどう思いますか、建つと思いますか、建たないと思いますかと聞いたときにどっちに思われると思いますか。そのために市民に対しての広報誌ですよ。誤解を招くような内容だったら訂正するものじゃないですか。何のためにこれを出しているのか。

**【伊藤課長】**

我々4団体としましても建設に向けて今、事業を進めているというところでございますので、こちらのほうは建設するつもりで事務作業等を進めているところでございます。

**【谷本代表者代理】**

さっきもありましたけれども、間違いとかそういうのは認めないものなんですか。ああ、すいません、ここはまずいですねとかというものはないんですか。今までの話し合いもそうなんですけど、全くこう引かないですよ。引かないというか。ああ、そうですねみたいな、ちょっとここはそういうふうにとられてもしょうがないですね、ここはちょっと訂正しないといけませんねとかというのが一度もないんですけれども、お互いこちらの市民としてもあると思うんですけれども、今としてそういうふうにとられますよと一般市民的な意見から言っているつもりなんですけど、それでも問題ないというので。

**【片山参事】**

問題ないと。この協議会を立ち上げるときにも申し上げましたけれども、その土俵になっているのは建設をすると、桜が丘に建設をさせていただくと。その上で皆様との意見調整とか連絡調整を図っていきたいということで、この協議会を立ち上げさせていただきました。ですから、その時点で建設は着手するというか、建設を進めるということは決まっておりますので、この記事については問題ないと考えています。

**【光橋副会長】**

どうぞ、山崎さん。

**【山崎専任者】**

建設を進めるということですけども、それは住民説明会なんか18億何千万という金額であれしたわけですね。それに対して30億、40億になったのにそれでも進めちゃうということですか。例えば上限が20億まで下がる、30億、40億が20億まで下がるんだったら着工す

るとか計画を進めるとかという具体的な数字を出してくださいよ。おかしいでしょう、18億何千万で3市の市民に説明しておいて、それが30億、40億になっちゃっても平気で進めるということですか。ある程度上限を4団体で決めていないんですか。これ以上いっちゃったらまずいよねという額だってあるでしょう。それは幾つなんですか、教えてください。教えてください。

【伊藤課長】

すいません、数字につきましてはまだ調整中ですが、申し上げられません。ですので、先ほどから30億、40億という話が出ていますが、そこは我々としても乖離がし過ぎているだろうというところがあるので、そこを調整させていただいています。

【山崎専任者】

だから、上限は幾つに設定しているんですかと聞いているんです。幾つなんですか、20億ですか、決まっていないんですか。

【伊藤課長】

今のその数字につきましてはまだ調整していますので、すいません、数字を出しますとまたひとり歩きますので、すいませんが、この場でははっきりとは申し上げられません。

【山崎専任者】

決めていないんですね、上限は。決めていないということですね、4団体としては。要はもしかしたら30億、40億ともっと上がっちゃう可能性だってあるじゃないですか。下がることだけ考えていますけれども、実際はわからないでしょう。状況が変われば。あと1年、2年先の話だから。

【片山参事】

見積もりをいただいていますのが30億から40億ということで、その乖離についての調整、例えば仕様変更ですとかそういうことをやっておりまして、数字については申し上げる時期にはないし、数字が決まっていたとしても契約行為ですから申し上げるわけにはいきません。

【山崎専任者】

上限ぐらい決まっているんでしょ。決まっているんですかと聞いているんです。

【片山参事】

上限はですから今の予算、見積額がもちろん上限になります。

【山崎専任者】

18億ですか。

【片山参事】

今の見積もり設定金額です。

**【光橋副会長】**

すいません、今ここで上限を言ってしまうとその価格で決定してしまうと思うんです。今、すみません。私、行政側の立場で回答しちゃっていますけれども、調整していただいているということですから、予算枠内でおさめようと努力していただいていると思うんですよ。予算枠内であれば議決がおりているのでそれで着工できるわけです。契約はできるという理屈なんですね。19億でね。もう12月に入札、仮契約、11月下旬に起工と言われていたのが、次回の協議会で大体見通しがついていると考えていいんでしょうか、まだその段階でも決着はつかないんでしょうか。これは予定ですので、見込みですのでご回答いただけるんじゃないですか。

**【片山参事】**

12日じゃ議会前ですね。

**【光橋副会長】**

まだわからない。

**【伊藤課長】**

すいません、我々の先ほどもお話が出ていたと思うんですが、組合の議会のほうが11月22日になります。ですので、ちょっと数字のほうは次回の12日ですか、そちらではお出しができないという形になります。

**【森口専任者】**

組合議会で幾らで議決されるか存じませんが、議決されたとして、それは大幅に変わった場合、組合議会だけじゃなくて3市の市民にこういうステップでこのようなものを建てますけれども、どうですかともう一度伺ったほうがいいと私は思うんですが、いかがでしょうか。組合議会だけが幾らこのスペックでいいから30億で、35億でもいいからと言ったとしても、3市の市民がじゃあどれだけのものがこの30億だか40億かけたものが、これから資源化ができて、どれぐらいの面積にどんなものが建つのかということをもう一遍基本構想みたいな形で3市の市民に知らせて、本当にそんなお金を出してここで1,600トンの資源化をするべきなのかどうか照らし合わせたほうがいいと思いますよ。それだけ大きなお金があったらもうちょっと煙突を立派にしてもらったほうが私は好きです。

**【坂本代表者】**

坂本です。今、森口さんがおっしゃったとおりだと思いますけれども、国会でも大体予算が決まれば国民に公表するじゃないですか。だから、やはりこれだけ負担を強いるわけになるわけですから、これはやっぱり公表しないといけないわけですし、また、良識ある組合議会の議員であれば、おそらくこんなのが出たらもうとてもじゃないけれども、辞退されるのが筋じゃないかな

と思います。

だから、先ほど村上局長さんはいいことをおっしゃいました。これがもし11月の議会で要するに白紙に返しますということなれば、そもそもやらなくていいわけですから、それぞれに今までやってきたとおりにやりましょうと、そのほうが市民の負担というのは全くふえないですよ。これだけふえたらどうなるんですか、一人当たりの金額にしたら年間数万円です。子供から大人まで年間の負担が数万円になります。それも債務負担行為でちゃんと年度ごとに返していかないといけないけれども、その上にランニングコストがかかるわけですから、通常ではこんなのはつくなんて考えられないですよ。

私だったら絶対こんなのはつくらないです。要するに経済財政をやっていたらこんなのはとんでもない話ですよ。ですので、今度の組合議会での良識ある議員の方が1人でも増えれば、要するに、これはつくらないという話になるわけでしょうから、それが一番ベターな方法じゃないかなと思います。今まで御苦勞なさってきたところは、基本的に考えて我々は代表で来ていますから。建設することを我々に吹聴されるだけの話じゃないですよ。我々は代表としてまた話しているわけですので、ですので、つくっていいとかというのは、逆につくっていいということは同意が得られたという、この協議会でまとまりましたといたら、私なんかマンションに帰れないですよ、本当に。だから、やはりそこら辺は十分考えてほしいですよ。財政負担、例えば予備費を一市町が15億とか20億持っていて幾らでも出せますよというんだったら別ですよ。ないじゃないですか、金はどこにもそんなのは。だから、前の東大和市長はこれがために要するに選挙で落ちたのもありますし、最後にはこんなのはやってられないと市長本人もおっしゃっているですよ。それを何かいつの間にかまたひっくり返しちゃって、安心していたところ何だこれという話になったんですよ。だから、あまり軽はずみに市民を、こういうことはやめたほうがいいと思いますよ。

以上です。

#### 【光橋副会長】

もう一度スケジュールのほうを確認したいんですけども、さっき11月22日に組合議会があるので、それまで回答できないというのは19億の予算内におさまれば、議会を待つまでもなく契約できるわけですから、待たなくていいと思うんですけども、議会を待つというのはもう予算オーバーするのはある程度覚悟されているという理解でよろしいですか。

#### 【伊藤課長】

覚悟というはまたあれですけど、これだけ数字がかけ離れたところで見積もりをいただいたというところがあるので、その調整は幾らになるのかというのは、やはり下がれば下がるほどそ

れはいいにこしたことはないと思うんですが、そちらの調整をさせていただき、やはり補正が必要なのではないかというふうには我々は考えておりますし、この間も10月3日の議員の説明会でもそのようにお話をしたつもりです。

**【光橋副会長】**

値段がもう既に予算をオーバーするだろうという見込みで、その時点でこの2年間、2年以上我々協議会に参加した、ご説明していただいた内容の1つがまた約束が破られるということなんですけれども、私は一番金額が重大だと言っていたんですが、もっと大事なのは健康被害が出ないように、スペックを落とさないようにしていただくことが大事で、値段を下げるためにスペックを落とされては元も子もないので、このスペックは落とさないということは約束いただけるのでしょうか。

**【片山参事】**

VOCをはじめとする環境性能については堅持して、ほかの部分で調整をしていくという考えです。環境性能については今皆様とお話をしました内容で堅持していくということでございます。

**【光橋副会長】**

そうするとある程度はスペック、環境性能は落とさないけれども、ほかのところでは落とす可能性があると、値段も変わる可能性がある。次回の協議会のときではもうその11月22日で議会にかけられる直前になる、10日前になるんでしょうけれども、どこまでご説明いただけるのでしょうか。またきょうのこの状態と同じ状態のご回答になっちゃいますか。

**【片山参事】**

ですね。

**【光橋副会長】**

そうすると12月の会議のときにはもう結果ですね、こう決まりましたと、組合議会も通りました、値段はこれです、スペックはこうなりましたという形になるわけですね、予定としては。そうなっちゃうということですね。

**【片山参事】**

予算だけですね、スペックは……。

**【光橋副会長】**

スペックはもう落とさないで約束していただけると。

**【片山参事】**

落とさないで約束しますけれども、公表はできませんので、契約行為なので。予算はもちろん補正するとなればそれは議会の議決をいただくことになりますので、結果的にわかるということ

です。

【光橋副会長】

議決で出ればもうそれが決定だということですね。それが幾らになるか22日あけてみないと。22日時点では金額はわかるということですか。それも契約行為だから秘密だという。

【片山参事】

それは議決いただければ。

【光橋副会長】

公表されるという。

【坂本代表者】

22日は今出ている金額で出されるんでしょう。今はもう出ているんじゃないですか。

【伊藤課長】

22日は予算額です。それがイコール契約額ではありませんので、予算額で予算が確定していただいて、それから入札になりますから、実際の金額というのはその後です。

【山崎専任者】

予算額っていくらなんですか。

【伊藤課長】

当初予算では18億幾らですかね。

【坂本代表者】

それでは説明できないでしょう。

【山崎専任者】

それで議決を取っちゃうの。

【伊藤課長】

ですから、それに不足している部分は補正予算という形。

【山崎専任者】

補正予算のほうが多くなっちゃうじゃないですか、40億だとすれば19億で40億といったら21億が補正予算？

【伊藤課長】

違います、違います。プラス40億とかプラス30億ということではないです。

【山崎専任者】

そうじゃなくて19億で予算を組んでそれで11月22日に議決して、実際40億だったら21億を補正予算にするということですか。補正予算のほう金額が多い。

【伊藤課長】

今の差し引きだとそうですね。

【坂本代表者】

こんなのわかった時点で何で補正予算を最初から組み立てるんですか。あり得ないでしょう、当初予算に大体見積もりがわかったらそれを計上する話じゃないですか。補正予算をいきなり上げるんですか、本予算の中に。あり得ないですよ、そんなの。

【伊藤課長】

ですから、当初予算としては18億幾らというところは議決をいただいています。ですので、ここで不足する分が生じてきますので、そちらを補正予算として上げさせていただくという形です。

【山崎専任者】

どうやって説明するんですか、議員さんたちに。実際の金額がそんなに乖離があって、18億で説明するんですか。それでどうですかといったら、今までずっと説明してきた内容と変わっていないんだから、通るに決まってるじゃないですか。そんなに乖離がありますよ、30億かかるか40億かかるか、またそれ以上かかるかもわかりませんよと説明するならわかるんですけれども、18億、19億、今までの予算の金額にしたって誰もぴんとこないじゃないですか。だから、やるんだったらちゃんと金額を調整をした後に組合議会をやればいいじゃないですか。そうすればこんな高いんだったらやめようねという議員さんも出てくるかもわからない。当然でしょう。

【森口専任者】

今、山崎さんが質問しているのは、22日が組合議会でその後決定、予算というか使うお金を決定するんではその22日の議会では決められないでしょうということでもいいんですか。

【山崎専任者】

ちゃんとした数字が出ないのにやるなんておかしいじゃないですか。ただムダで集まるような感じになっちゃうじゃないですか。

【坂本代表者】

失礼ですけれども、財政を担当したことがありますか、課長さん。

【伊藤課長】

すいません、財政は担当していませんが、先ほどから言っている補正。例えば今30億で設定としたとしたら、今度補正で出すのは19億の当初予算だとすると11億が足りないから11億円を補正予算として出すということを説明していくんです。

【森口専任者】

そこはわかりますよ。

【山崎専任者】

単純な計算ならわかるんですけども、だけど、きちんとした金額が決まっていけないのにもととの予算額18億7,000万円でしたっけ、それを出してどうですかって議決を求めるのがおかしいんじゃないですかと言っているんです。その実際の乖離があるじゃないですか、30億とか40億とか。その金額がはっきりしてからやったらどうですかと言っているんです。そうすればきちんとした数字が出るわけでしょう、何十億って、35億とか40億とか要は調整した結果が出てくるわけでしょう。それをみんなに説明すればいいじゃないですか、議会に。

【松本課長】

ごめんなさい、きょうは前回の関係があるので謹慎処分で札をしゃべるのをやめようと思っただけなんですけど、だんだんいらいらしてきたのでしゃべるんですけど、確かに予算立ての順番というのは今のおよそ19億の当初予算額に対して今乖離が予測で出ているということなので、事務的には11月22日の組合議会で不足するであろう額を補正しなければいけないと。最終的に補正する額というのは1週間前に議案を議員さんに送付するので、1週間前にはこういう形で組合はやりたいんですということはずわかるんです。

ただ、今山崎さんが言っているように、じゃあそのところの乖離をどういうふうにしていくんですかというプロセスが、正直言って私ども組織市も今具体的なものはもらっていないんですよ。なので正直言うとうちの東大和としても具体的にどこがどう乖離して、それを最終的にどういうヒアリングをもってして埋めていっているのかというそのところが今非常に大事だと思っただけで、やみくもにお金が高くなるのがいけないというわけでもないし、かといって一方では、湯水のごとくお金を出せるわけでもないという現実問題もあるので、それがいかに見合った額であり妥当なものになるのかというところは、当然この協議会でも説明をしなければいけないと私は思っているし、その前に現に今しゃべっている私自身がその乖離の中身というのをもうちょっと知りたいというのが正直あるんです。じゃないと何のために協議会をやっている、こういう形で建設をさせてくださいという話をするんですかという、そもそもおかしいじゃないかという現象が起きちゃいますので、だからそれにつきましては、日程的な問題でどうしても11月の次回の協議会が派遣議員さんのほうに行く議案送付よりも若干の数日前となっちゃうので、そこをさっき組合職員とか事務局のほうに具体的な補正予算の追加額が提示できないということを行っているんだと思うんですね。

ただ、どちらにしてもどこがどういう形で乖離が出ているのかという現状と、それを

調整した結果がどこをどう調整してこうなるよというその考え方は最低限示さなきゃいけないだろうと私は思っているのですが、そこについてはきょうそういったことの説明ができるところまで詰め切れていないというのが現状なので、そこについては次回の協議会までにそこが話としてきちんと出せるようにそこはしておかなければいけないし、このぐらひは最低限できるでしょうという話になっちゃうと思いますので、具体的な補正の追加額については、22日の1週間前の議案送付で出ますというところになります。

**【森口専任者】**

その補正額は正しい補正額として議員に渡るんですか。まだ決まるのがその12月に入ってからというんじゃ、議員さんにも大ざっぱな補正額を提案してそれがまた通っちゃった後でまたふえているというんじゃ話にならないので。

**【松本課長】**

それが森口さんが言うとおりに私も話にならないと思うんです。要するにこれ以上裏切る気持ちではなくても、やった結果がこうなっちゃっているのだから、裏切ったじゃないかと言われても仕方がない状況が出ちゃったというのがあるので、こんな何度も何度もごめんなさい、お金足りませんでしたってそんなばかげた話を、これだけの事業をやっていく上で決めたにもかかわらず、あつてはいけないので、少なくともそここのところが今の現状の直近で持っている約19億というのが、2月につくった実施計画なので、ただそこ今見積もりが参考とはいえて出ているものの乖離というのは、それは当然示した中で絶対にこの追加補正額があれば、入札をした結果、お金が足りませんでしたなんていう二度手間、三度手間のミスをしなくて済むような、そういう形は当然していかねばいけないというふうに思っています。

**【森口専任者】**

それと今建築費だけが問題になっていますけど、当然ハイスペックなものをつければ年間にかかる運営費とかもかかってくると思うんですよ。そういうものを議員さんや何かきっちり説明していただけているんでしょうか。

**【松本課長】**

そこは私も説明を受けていないところで非常に欲しいという話なんですよ。当然こういう形ですよという具体的なものが決まれば、おのずとランニングコストは出るはずなんですよ。ただ今、事務局のほうからの話でいけば乖離が生じちゃっています。そうすると実際に建つ建物自体が定まっていなくなってしまつてしまうと、ランニングコスト出せないですよという話になっちゃうんですよ。

ただ今度、来月組合議会がある中で、追加補正額幾らなのかと出すときには、当然ランニング

コストも出てこなければおかしいわけですね。要するにこういうものをつくるから今の約19億に対して5億円足りないんですということで、追加補正を例えばの話、出すわけですから、ただ、そのときにはこういう建物だというのであれば、ランニングコスト幾らですかと聞かれたときに、いや、わかりませんという話は通常はあり得ないというふうに思っているので、そこについてもきちんと説明はできるものというふうには思っているし、説明できるように私たち組織市もきちんと聞いた上で、そこは皆さんに聞かれても答えられるようにはしていきたいと思っています。

【坂本代表者】

松本さんは珍しく正論をおっしゃっていたんですけれども。

【松本課長】

すいません、帰っていいですか。

【坂本代表者】

派遣議員も、つくりましょうと言う人はいないと思うんですよ、こういう数字を見たら。よほどのうてんきなものでない限り、つくりましょうという人はいないと思います。

以上です。

【山崎専任者】

すいません、山崎です。

【光橋副会長】

ちょっと手短にお願いします。時間オーバーしています。

【山崎専任者】

金額調整をされていると言っていましたけれども、それは組合だけでやるんですか、組織市のほうは知らないというような感じですのでそれでいいんですか。

【片山参事】

はい。

【山崎専任者】

あと金額調整するために仕様等を見直していると言っていましたけれども、環境性能は落とさないよ、それ以外のところで見直しをするという話でしたけれども、今までずっと協議会の中でいろいろ仕様に関して説明がありました。こちらからの要望がありました。それに関しては全て入るということでいいんですね。

【松本課長】

今の山崎さんの質問もそうですし、さっききょう会長代理を務められている光橋さんからあ

ったように、お金が足りないからスペック削りますとか今までこの場で皆さんとお約束したことを削ります。この2つははっきり言うtoあり得ないですよ。だって、それやっちゃったら東大和としてこんな施設となっちゃいますので、よろしくお願ひします。

**【山崎専任者】**

そうするとほとんど下がないんじゃないのという感じはしますけどね。もしかしたら上がっちゃうか。もう1点です。あと先ほど11月22日の1週間前までに予算額の乖離について、詳細なあれが出るというお話で、それをもとに派遣議員さんから議決をいただくということですが、それが1週間前にできなかつたらやらないということですね。

**【松本課長】**

調整が整わなければ、当然22日の組合議会に議案書、議案は提出できないということになります。

**【森口専任者】**

先ほど光橋さんが自区処理について例外か、例外じゃないかということに大変こだわっていらしたので、今じっくり読んだんですけども、委託は例外だとは書いていなくて、1番、2番という優先順位として書いていると私は認識したんですが、いかがでしょうか。

**【光橋副会長】**

森口さん、時間オーバーなので、新しい質問をされたら困るので次回にお願いします。

**【森口専任者】**

それもあるので今ここで皆さんがこれでスペックさえ落とさなければつくってもいいということとを認識して、つくっていいと私たちは言っていないし、これだけのハイスペックなものを建てなきゃいけないこのような土地でやるのであれば、これは公設は原則だが、それができない場合は委託は可能ということに該当すると私は思ひます。

**【光橋副会長】**

ありがとうございます。時間オーバーなのでもう終わらせていただきます。あの。

**【岡田専任者】**

私は2点だけ。えんとうつに関して文章の書き方。組合の皆さんがこれで問題ないとおっしゃっていますけれども、我々民間人が見たときに、やっぱりあの書き方は問題あると思うんですよ。ですから、ここでの公式発言はそのとおりのかわからないけれども、あの書き方はまずいと、はっきり言って。これは反省していただきたいということですよ。やっぱり考慮していただきたい。これは書かさせてもらいます。

それから、3月に一応改定内容は明記されるという形なんですけれども、そのときの文章の表

現の仕方はやはり市民が見たときにどう考えるかということを十分に考慮して、少なくとも今回出したような形での表現はやめていただきたい。これをはっきり議事録に書かせてもらいます。片山さん、伊藤さんは立場上そういうふうに表示されていると思いますけれども、絶対にまずい。私はあれを読んだときに何だこの表現はと私は感じました。これは皆さんそう思いますか。これは怒っているのではなくて注意していただきたいということです。

【谷本代表者代理】

懸案事項、さっき岡田さんが言われていた、これは書いていただく。

【岡田専任者】

これはここに議事録に、次回から書いてくださいと、わかるところから入れてくださいということをお願いしました。

【谷本代表者代理】

そのことで途中経過の内容で住民意見が入っていても、それは次でお持ちすればやりますとかやりませんという回答でも、使い方としては。

【岡田専任者】

どういう形でもどんどんリバイスしていればいいですから。

【光橋副会長】

よろしいでしょうか。

じゃあきょうは終わらせていただきます。遅くまでありがとうございました。